

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である「私達は、お客様に満足していただける最高の商品とサービスを追求し、情熱を持った行動を通じて、心豊かな生活環境の実現に貢献します」を基本原則とし、当社が提供するCSセットの利用者を含めた全てのステークホルダーの利益を尊重し、長期的、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要な経営課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
櫻 井 英 治	1,170,000	31.92
中 島 信 弘	905,000	24.69
佐 藤 幸 夫	240,000	6.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	172,300	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	151,900	4.14
渡 邊 淳	60,000	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	48,700	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	47,000	1.28
野村證券株式会社	46,000	1.25
野村信託銀行株式会社(投信口)	43,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 剛照	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 剛照	○	――	同氏は、複数の上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 伸行	他の会社の出身者													
愛川 直秀	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 伸行	○	――	同氏は、長年にわたる証券会社での勤務経験等により資本市場全般に関する豊富な見識を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しております。 金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任と判断し指定いたしました。
愛川 直秀	○	――	同氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していること、及び社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しております。 金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任と判断し指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定しております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、管理部が行っております。

取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外監査役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役5名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

(監査役、監査役会)

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士は五十幡理一郎及び小松聡であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士5名、その他2名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役のうち非常勤監査役の2名は社外監査役であります。社外監査役は経営全般に対する高い見識、資本市場や法律に関する専門知識を持つメンバーで構成されており、当社の取締役会に出席し、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。

また、取締役5名のうち1名は社外取締役であり、複数の上場会社において取締役という立場から会社経営に長年携わってきました。そこで培った経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと考えております。

さらに、監査役は会計監査人、及び内部監査室と適宜に情報共有や意見交換を行っており、不正防止や誤謬の防止に努めております。

以上のことから、当社の業務の適正性が確保できると考えられるため現行の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、定時株主総会の開催は3月となり、集中日ではありません。株主総会の日程は、多くの株主にご出席頂ける様に、年度末を避け、早期の開催を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを開設し、有価証券報告書、適時開示書類及びIRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にてIRを担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社の投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、体制の整備・運用をしております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(2)公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

(3)代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行および、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長および監査役に報告する。

(4)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内所周知・明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理する。

(2)取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよび、システムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

(2)リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役および監査役に対し報告を行う。

(3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1)取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(2)取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および、社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役および、監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

(3)各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性および効率性を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

(2)取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

(3)その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

(4)監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2)監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。

(3)監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

(4)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対応規程および、反社会的勢力調査マニュアルに基づき、全取引先との取引前におけるインターネット検索、日経テレコン21による記事検索を実施し、調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しており、既存継続取引先とは年1回の頻度で調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、従業員へはコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの対象となる細則と求められる行動を列挙しうえて、反社会的勢力との関係の断絶を誓わせております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

